

会 議 録

会議の名称	第7回第2野火止児童クラブ民営化検討会				
開催日時	平成28年11月12日 18時30分～				
開催場所	第1野火止児童クラブ				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 東村山学童保育連絡協議会：青木、十時、小山、上町、中山 野火止児童クラブ父母会：4名 子ども家庭部：野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、森藤本町児童館長、日熊主任、梅垣主任 (市事務局) 半井児童課長、竹内課長補佐、羽生主任</p> <p>●欠席者：東村山学童保育連絡協議会：小林 野火止児童クラブ父母会：1名</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	5
会議次第	<p>1. 開会 2. 議事     1) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について 3. その他 4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども家庭部児童課 担当者名：半井・竹内 電話番号：042-393-5111 (内線 3171・3174) ファックス番号：042-395-2131 e-mail：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会 ・事務局 皆様こんばんは。第7回第2野火止児童クラブ民営化検討会を始めさせて頂きたい。会議の開催要件であるが、過半数以上の出席により要件を満たしている。傍聴者の確認及び入室であるが、傍聴者がいらっしゃる。会長傍聴者は入室してよろしいか。</p> <p>・会長 皆様、傍聴者の入室についてよろしいか。</p> <p>・一同 了解。</p> <p>・事務局 それでは開会につき、会長より進めて頂きたい。</p>					

・会長

皆様こんばんは。本日は第7回第2野火止児童クラブ民営化検討会にお集まり頂きありがとうございます。今回も前回と同様に今までに頂いたご意見を修正した「基本的な市の考え方(案)」について議論させて頂きたい。また、先月は保護者説明会を開催させて頂き、参加された方も含めてありがとうございました。その中で、新たなご意見等を頂き、それについての修正点も議論した中で本日資料を作成している。本日もよろしく申し上げます。

2. 議事

・会長

それでは議事に移りたい。1)「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」についてご意見を頂きたい。まず事務局より説明をお願いしたい。

・事務局

それでは説明させて頂く。前回皆様からご意見を頂いて変更した部分については、下線を引いて修正させて頂いている。大きな修正点では無かったが「求める」という表記で必須の意味を表わしていたが、わかりにくいというご意見があったことから、「・・・すること」という表現に改めている。

また、大きく変えた部分としては、6番②「常勤職員の勤務時間は週35時間以上とし」としており、これまで「〇〇時間」として近隣市の状況等を確認していたところである。多摩地区の指定管理者制度を導入している他市に確認したところ、勤務時間を規定している市が2市あった。町田市市の32時間と国分寺市の38時間というものであった。当市が35時間とした理由であるが、今回の指定管理制度の導入にあたっては、公営と民営が併設するということがあり、打ち合わせの時間をなるべく確保したいと考えている。このことから、仮に自主事業の提案があり19時までの延長があった場合でも、公営職員と民営職員の打ち合わせ時間が取れるであろう1日7時間以上の勤務をお願いしたいと考え、週5日間で35時間とした。事業者のほうで35時間以上の提案があれば、そこは評価していきたいと考えている。

続いて、9番③である。こちらは10月22日に実施させて頂いた保護者説明会においてご意見を頂いたものであるが、20番にも記載があるが民営化する前に継続者に第1・第2の希望をとる。その中で第1から第2に移る方もいると思われるが、そういった方にも引き継ぎの時に顔がわかるようにしてほしいとのご意見を反映させた。「第1野火止児童クラブに在籍している児童のうち、第2野火止児童クラブへ転籍する児童のことも考慮し、引き継ぎ保育の際は第2の保育のみではなく、第1の保育にも参加すること。」として第1の保育にも関わって頂くとした。

その他の点については、語尾の修正である。ご確認頂き、表現が強過ぎる部分等があればご意見を頂きたい。以上である。

・会長

ただいま修正点について事務局より説明があった。皆様ご意見等ありますか。

・保護者

前回の検討会の終わりのほうで話があったが、職員の待遇を良くしようという内容を踏まえて、家賃補助について市の方で持ち帰って検討された結果はどういったものであったか。

・事務局

実際には平成30年4月の話であり、29年度の予算であるが、他の施設とのバランスであるとか、市の職員とのバランスもあるので、こういった形で話を整理するかと

いう段階で、課内での検討という状況にある。新聞等での保育士の処遇を例に情報は頂いているが、検討はこのあと進めていきたいと考える。なかなか市だけの予算では難しく、国の補助なども考えながら検討していきたい。

・保護者

国の補助という話が出たが、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」というものがあるが、もし民営化になった場合はこれを市のほうで申請するのか。

・事務局

処遇改善等事業に関して「保護者の方、地域の方等と連絡調整をする職員を配置する場合については補助する」という条件になっているはずで、先程おっしゃったような給料の増額や家賃補助というふうなものではないと理解している。

・保護者

しかし、運営費として1支援あたり年額293.2万円とあるがこれは違うのか。

・事務局

指導員ではなく、地域との連絡調整する方を別途配置する場合は補助が出るという内容である。我々もはじめは「指導員等処遇改善」という名称もあり勘違いしたが、そういう内容であった。

・保護者

了解した。

・保護者

19番②「事業者の選定には、学保連、野火止保護者、市、財務に関する見識を有するものを委員とする。なお、野火止保護者については2名の参加とする。」とある。「学保連、市、財務に関する見識を有するもの」がそれぞれ何名なのか教えて頂くことは可能か。

・事務局

選定委員会を立ち上げる際に人数が関係してくるが、市長懇談会の時に野火止保護者については一人では責任が重すぎるというご意見があり、市長からも複数が良いとのことであったので意見を取り入れさせて頂いている。今のところ学保連が1名、財務関係が1名、市職員が5~6名（支援員1名含む）と考えている。

・保護者

市職員で指導員以外の方は、こういった方が委員になるのか。

・事務局

子ども家庭部長、次長、児童課長、あとは他部署の部長・次長級が入ると思う。

・保護者

それは、プロポーザル選定委員会全般でそのような形なのか。

・事務局

プロポーザル選定の時は、おおよそこのとおりである。

・保護者

それは公平性を保つとか、偏った見方をしないとかそういったことか。

・事務局

市のプロポーザル担当部署の部長・次長級が入るかなと思われる。あとは子ども家庭部の管理職が入る予定である。

・保護者

ある程度この検討会の内容がわかっている方が入るのか。

・事務局

人事異動があるのでわからないが、この検討会のメンバーが入る予定である。

・学保連

市の職員が5~6人、学保連1人・保護者が2人。人数のバランスが良くないと思う。プロポーザルの採点方法がよくわからないので何ともいえないが、保護者としては良い事業者だが、市としては遠慮したいだとか、市としては良い事業者だが、保護者としては遠慮したいだとかあると思うが、不公平な部分が出て来ないシステムなのか。投票する人数によって点数を積み重ねていくとなると、人数が多いほうが点数が多くなり、人数が少ないと点数も少なくなる。となるとどうしても偏った選定になると考えられるが、その点はどのようにお考えか。

・事務局

選定の内容についてはこれから検討するが、今こうやって検討会を実施しているなかで、お互いによりよい民営化にしようと話し合いをしているところであるから、市と保護者の方で意見が分かれるような選定はないと考えている。なるべく子ども達のため、また安定的な保育ができるように事業者を選定したいと思っている。学保連が想定されているのは、どういったものか。

・学保連

市の方が5~6人で、5~6点ある。保護者側は3人なので、3点しか持てない。A社に市職員の票が集中し、B社に保護者の票が集中した場合、市職員の選んだA社に決まりましたとなるのかなと、そうなる困るなど考える。

・会長

ひとり1票で、A社・B社・C社のどちらかに投票すると想定すると、委員の人数のバランスが投票数に影響するのではないかというご質問であるが、事務局いかがか。

・事務局

あまり想定できないが、保護者の方が良い事業者だと言っているのを市が悪い事業者だとは言わないと思う。

・保護者

例えば、低予算で運営してくれる事業者のほうが、市としては良い事業者と考えるか。

・事務局

安かろうで選定するのであれば、金額入札の手法を選ぶ。プロポーザル選定は中身を判断しようとするので、予算だけではない。

・保護者

でも、A社がある金額を提案し、B社はそれより低い金額を提案するといったように、予算配分についてもプロポーザルの提案内容になってくると思う。そうするとそこも選定する基準の一つになってくると思う。人件費に何パーセント使ってという話になってくると思うがいかがか。

・事務局

金額は総額で内訳は無いと思う。

・副会長

プロポーザルを実施する際には、まず評価項目を定める。それは、選定委員会の中で、どういった評価基準を作るかで、例えば保育に関する項目、事業者の財務に関する項目、そして先程おっしゃった積算の価格に関する項目などについて、例えば100点満点で設定した時に、それぞれの項目の中でA評価10点、B評価7点、C評価5点といったランク付けをし、各項目のどこに重点を置くのかというのは各選定委員会の中で話し合い、例えば保育の項目のウェイトを一番大きくした方が良いのではないかと。それを定めた上で、それぞれの委員個人が各項目の点数を付けていく。そし

て、それぞれの点数を集計して、合計点で一番高いところ、高いと言っても基準を満たすことなく高ければ良いではなく、各項目最低何点以上取らなければならないといった足切りなどのルールを選定委員会の中で定めていくという形になる。今学保連の方がおっしゃったような1人1票ではなく、それぞれの委員が各項目ごとに点数を付けていくので、必ずしもそうはならないと思われる。今までの他の指定管理者選定の際は、そういった形で点数をつけているので、今回児童クラブに関しても標準的なやり方としてそのような進め方になると思われる。それは事業者の提案を聞いたなかで、質問をしたりした上で判断していくもので、必ずしも経営母体が良いところが良い点数になるとは限らないし、項目のウェイトというものは委員会の中で決めるため「保育の質」の項目が高くなってくるとと思われる。選挙の投票とは意味合いが違ってくる。

・保護者

それでも市職員の意見と保護者の意見が違えば、圧倒的に市職員の点数の方が高くなると思う。ウェイトについても、保護者が重要と思う部分と市職員が思う部分が、話し合っても考えが違う部分が出てくると難しいと思う。

・副会長

市職員の委員のなかでもプロポーザルを担当する経営政策部という部署があり、そこはこの検討会に出席していないので、逆に中立的な客観的な見方をする立場にあるし、また財務に見識のある委員は、どちらかという保育の質ではなく経営の部分がしっかりしているかといった我々素人では判断できない部分を見て頂くなど、いろいろな視点で選定委員として入って頂くので、お気持ちはよくわかるが、市の職員であるから考えが偏っているのではないかというのは、他の選定委員会を見てもそういったことは無いかなと思う。

・保護者

総合点だけで判断するのか。総合点が出た時点だけでなく、例えば僅差であった場合などは財務の有識者の意見を聞いて、点数的にはこちらの事業者が低い、財務の部分ではしっかりしているといったふうに点数だけによらないのか、それともその後の話し合いの中で調整がされるのか。必ずしも点数だけではない選定なのか。

・副会長

それは、選定委員会の中でルール決めをしていく。最高点を取った事業者に決めるパターンもあれば、一定以上の基準を越えていて、点数が僅差の場合には、2社のうちどちらかを話し合いで決めるといった方法もある。どの方法をとるのは、その委員会のなかで決めていく。

・保護者

財務に関わる方も同じ持ち点と考えると、その方がいくら判断して評価したとしても、それは全体の中の一部であるので、もみ消されて反映されない気がするが、いかがか。

・副会長

適切な方法かどうかはわからないが、財務の有識者は財務に関しては専門的な立場で見ているので、その方の意見を委員全体で共有する。例えばA社は経営的にどうだといった説明をしてもらって、それを受けて各委員がどういうふうに判断するかといった方法もある。

・保護者

そういうことであれば了解した。何も聞かない状態で判断するとなると、我々は専門家ではないのでよくわからない。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

引っ掛かるのが、市職員と学保連・保護者の選定委員の人数をそろえて頂けないか。それが一番、こちらとしては何の懸念もなく選定会に参加ができる。そちらが5人なら、こちらも合わせて5人。やはり、個々に点数をつけていくとしても、企画政策課が客観的かどうかわからないし、客観的である基準も無い。そういうふうな話し合いをするぐらいなら、人数をそろえて頂いたほうが一番すっきりする。

・保護者

我々もそう思う。

・会長

今のご意見は、この「市の考え方（案）」には直接関係ないことではあるが、先の選定委員会に関してご意見があったが、事務局いかがか。

・事務局

検討したいと思うが、保護者の方が選んだ事業者が万が一悪かった場合の責任の所在であるとか、市職員であれば市の責任であるが、そういった職責を皆様に負わせるというのはどうかと思う。

・保護者

5対5で決めたのであればフェアである。

・事務局

委員間で話し合っただけで評価するものではなく、委員個人の意見として評価していくものである。そこは検討させて頂きたい。他市ではそういったやり方はしていない。保護者の方がプロポーザルの委員になるというのも非常に画期的なことであるので、そこまではなんとかやりたいと思っているが、人数については検討したい。

・保護者

そこはなおさら最先端を行ってほしい。そのほうがわかりやすい。

・事務局

庁内で議論させて頂きたい。

・会長

では、そういったご意見がこの検討会の中であったということで事務局は持ち帰って下さい。これは、市の選定委員会になるので、所管だけの判断でできない部分もあるかと思う。ご意見については承った。

・会長

その他、何かあるか。特に語尾の文言も整理してある。前回と比べてはっきりわかるように整理したということであるが、却って「この言葉だと逆に誤解が生じる」等が万が一あれば、今のうちにご意見を頂きたい。

・保護者

先程の話の続きになるが、例えば同じ人数にそろえて、学保連や野火止保護者の人数が増えるとなった場合は、プロポーザル選定委員会としての人数自体が増えるということではどうか。そういうふうにして頂きたい。今の状態だと市職員が5~6人で、こちらが3人で、あと2~3人保護者側が増えるということは、プロポーザル選定委員会自体の人数が増えるという認識でよいか。

・事務局

そのとおりである。

・学保連

2番「事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。」

については、延長保育を視野に入れたものだと思うが、例えば事業者が19時まで延長したいとなった場合、全部事業者で負担するのか、職員の処遇改善の補助を申請できるのか。「処遇改善等事業」の中で18時30分を超えて開所する場合に補助が出るとあったが、市の考えとして一度決めた契約金額以外は受け付けないのか、こういった補助の対象になる場合は別途補助申請を受け付けるのか、いかがか。

・事務局

都型学童の補助についてか。それが人件費や処遇改善にまわせるのかどうかかわからない。おそらく光熱費や消耗品など大きな運営費の中に入ってくる。指定管理料は契約時に決まってくるので、そこに上乗せして延長保育で18時30分を超えたから補助金を支給とはならないと思う。

・学保連

この「処遇改善等事業」の申請はできないということか。

・会長

今おっしゃった、その処遇改善に使えられる補助金というのは、何かをご覧になったのか。国の補助体系の一つを指しているのか。東京都では「都型学童クラブ事業」として19時を超えるものに対して補助金を出すという制度もあるが。

・学保連

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」ということで、補助要件として「平日は18時30分を超えて開所していること。」「家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事・・・」とある。

・事務局

今いる指導員ではなく、たぶん新たに主担当を雇えば補助金を出すという内容だと思う。

・保護者

たぶんということは、確認はとれるのか。

・事務局

実際に補助申請をしようとしたが、今回は補助の対象に該当しないと考えたものである。再度確認してもよい。地域の連絡係として別途雇う場合に補助を出すというものである。

・保護者

この名称は誤解を招く。確かに申請している市町村が少ないと感じた。

・学保連

1名追加で雇えばなのか。1支援あたり年額158万円とある。これを何人の職員に分けてもよいとある。

・事務局

新たにそういう方を雇えばだと思う。

・学保連

そういった要件はこちらに記載されていない。

・事務局

家庭や地域と連絡調整する方ではないか。指導する指導員ではない。

・保護者

しかし、そこがクリアになるならば、申請はできるということか。

・事務局

そこがクリアになれば可能だと思う。

・学保連

他市の例では、事業として費用が決まっているので申請を受け付けないという所もあれば、受け付けてくれた所もあったと聞く。東村山市はどうかと思った。

・事務局

国の交付金については、未来永劫あるわけではなく、今年はあるが来年から廃止ということもあり、なかなか安定しない部分ではある。活用できるものに関しては活用できるよう対応しているので、そういったものが反映できるのであればそうしたい。

・学保連

これが申請できるのであれば、延長保育のタイミングで取り入れやすいのかなと思う。

・会長

補助制度については国の補助制度や東京都の補助制度等があり、活用できるものは活用していくという考えで、これまでもこれからも対応するというのでよいか。

・事務局

了解。

・会長

その他、何かあるか。

・事務局

保護者説明会にてご意見頂いた9番③については、今回整理させて頂いたがいかか。第1所属で4月から第2へ行かせたい場合、児童への手当てはないのかというご意見であった。対象児童を第2に入れてというのはなかなか難しいので、引き継ぎ保育に来て頂く指導員の方に第1にも入って頂いて、4月から第2に移る児童の引き継ぎを職員間で行ってもらうことを想定している。現場職員として、何か意見はあるか。

・指導員

実際児童の様子を見て頂けるとよいかと考え、保育の様子等を説明できるのでよいかと思う。

・保護者

先生としてはそれでよいが、子ども達は場所が変わるといふのがある。実際にはいつ希望調査が決定するのか。希望を出してから決定するまで。

・事務局

今その継続申請の時期にあたり、来年も同じような時期になると思う。また12月1日から新規の案内を開始する。その新規の方が第2野火止児童クラブをどの位希望されるかもあるので、実際に第2にどの程度受入れできるのかは、その後調整していくことになる。ただ引き継ぎ保育には間に合わせるようにしたい。2月になると思う。

・保護者

決まった児童だけでも部屋を見せて頂くことはできるのか。先生の引き継ぎだけでなく。

・事務局

第1の児童が第2に入ってはいけないということではない。

・保護者

子ども達にとってはあまり引き継ぎ保育になっていない。

・職員

今職員間で話し合っているのは、建物が完成した後、第1の児童が第2に行き遊び、第2の児童は第1に行き遊びというようにお互い行き来して、おやつのは分かれたり、お誕生会は合同で企画したりとそんな形を想定している。そうすることで児童にも中の様子が伝わると思う。



- ・保護者  
了解。
- ・会長  
その他、何かあるか。特に文言を整理した部分は大丈夫か。
- ・学保連  
在籍している児童は、第1か第2の希望が出せるが、新規の児童は希望を出せないのか。
- ・事務局  
入会申込書に第1希望、第2希望を記入する欄があるので、そちらで希望を取りたい。
- ・学保連  
在籍している児童と、新規児童とどちらが優先されるのか。
- ・事務局  
そこをどうするのがあるので、2月になるかもしれないし、今と同じように継続から入れていくのか、そこはこれから考えたい。
- ・学保連  
兄弟は、一緒に優先されると考えてよいのか。
- ・事務局  
今の第2野火止の規模数は31名で、そのうち何名が次年度希望されるかがあるので、そのあたりの人数調整はどの位の方が希望されるかによって調整させて頂かないと。  
「1.65㎡」で算出すると最大51～52名可能かと思うが、ただ支援の単位の考え方もあるので最大45名にしたいと考えている。障害児も含めて45名の中で、どの位の方が継続希望されるかがまず1番目。それから新規申込がどの位か。
- ・学保連  
優先順位はそちらで判断するのか。
- ・事務局  
まず在籍児童を優先したい。
- ・会長  
その他、何かあるか。
- ・学保連  
「常勤職員」という言葉の定義について。この前の検討会で考えるとおっしやっていたがどうなったか。
- ・事務局  
35時間以上と定義したい。
- ・学保連  
例えば6番①にある「職員」とは、東村山市のこういった職員を想定しているのか。
- ・事務局  
以前は正規職員を除くという書き方をしており、この場合は、臨時職員や嘱託職員を想定していた。ところがそこが省かれたため、基本的にすべての職員を指している。
- ・学保連  
ではここの「常勤職員」というのは、今の東村山市に当てはめると、正規職員ではなく嘱託職員も含むのか。つまり、「常勤」という言葉は「専任」ではないので、正規雇用でなくてもよいとならないか。
- ・事務局  
派遣社員をフルタイムで雇うイメージか。

・学保連

一番わかりやすいのは、大学の講師。「専任」であれば准教授・教授になれるが、それに対して「常勤」であっても講師の場合は正規ではない。こちらではどういう意味で使っているのか。

・事務局

社員という感覚でいる。正規職員である。

・学保連

そういったふうに事業者を受け取ってもらえるのか。

・事務局

そこはプロポーザルの中において確認したい。

・学保連

「専任」か「常勤」かで天と地ほどの差がある。ここではっきりさせられないのであれば、先程事務局がおっしゃったようにプロポーザルにおいて確認して頂きたい。そうでないと前回お話したように、この仕事で一生食べて行けない先生方が出てしまう。

・事務局

ガイドラインとの整合性を内部で確認とらせて頂きたい。「嘱託職員」と「専任職員」という表記をしている。

長く同じ方に勤めて頂きたいので、すぐ辞めてしまう勤務形態の方ではないということが大前提だと考えている。

・学保連

だから前回お話したように、続けたいが給与の問題で続けられない方がおり、世田谷区は補助を出すといった対応をしている。保育園の保育士獲得の小池都政の目玉はそこにある。これは小池都知事が先例ではない。船橋市や目黒区や世田谷区の事例を都が真似ただけである。児童クラブではぜひ、東村山市が先例を作るようにしてほしい。

・会長

今のご意見は、この「考え方(案)」に記載のある「常勤職員」の意味については、「正社員」「正職員」であると。この考え方にある文言はこのままでよいか。

・学保連

それは今事務局がおっしゃったようにガイドラインとの兼ね合いで「専任」と「嘱託」という文言があり、共有したほうがよいのであれば変更して頂きたい。

・会長

今ある「考え方(案)」の文言を検討するということでよいか。

・事務局

ガイドラインにある「嘱託職員」はダブルワークが可能であり、専任職員ではなくなってしまうので、その部分をどう解釈するか。であるのでガイドラインがどういった意味で使っているのかを整理しておかないと、事業者に嘱託職員と専任職員の違いを説明する時に説明できなくなってしまうので、そこを整理したい。

・会長

では「考え方(案)」のなかで「常勤職員」という言葉を使うかどうか検討するということがよいか。それとも、ここは「考え方(案)」の検討の場であるので、この「考え方(案)」に基づいて、今後募集要綱等を作成する段階に入った時に「常勤職員」をどういうふうに使っていくのかという意味合いか。

・学保連

プロポーザルの際に説明するようでは、実際には遅いわけで、誰が見てもわかる表現にして頂きたい。「常勤」にしる「専任」にしる、悪い意味ではなく、抜け道はいくらでもある表現なので、かっこ書きでも（正規雇用相当）とでも書いてしまえばわかりやすい。

・会長

今のご意見は、「市の考え方(案)」の中での表記方法を変更願いたいというご意見だが、事務局もそれでよいか。

・事務局

正規雇用という書き方か。

・学保連

かっこ書きでよい。「常勤」といってもいろんな考え方がある。まだ馴染んでいない言葉でもある。であるならば、かっこ書きで定義してしまった方が早い。

・会長

事務局のほうでここは検討するというでよいか。

・事務局

検討させて頂きたい。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

先程質問した内容の考え方についてもう一度伺いたい。

事業者が決定して、契約金額が決まったと仮定する。その後何かしらの補助を申請したいものがあつたとして、ただそれは国・都・市で1/3ずつ補助しなさいといったものであつた場合、既に決まっている契約金額以外に新たに1/3なりの負担が増えることになるので、市の考えとしては、それは入れられないとなるのか。それとも内容によっては検討できるのか。

・事務局

交付金は市の歳入になるので、事業者に直接入るものではないので、それは指定管理料とは別に考えて頂きたい。ただ活用できるものについては活用したい。

・学保連

では、場合によってはそういう補助金を使うことも可能か。契約金額とは別に申請することはできるということか。

・事務局

申請は事業者ではなく市が行うものである。

・学保連

事業者が申請したいと申し出た場合はどうか。

・事務局

後から補助がもらえても、運営費の上乗せは無い。事業者には指定管理料として一定額を支払ってしまう。事業者に補助金を上乗せして支給することはない。市の歳入となる。

民間事業者の職員給与に対する補助金は無い。運営費といった事業自体を運営する大きな括りの補助金として頂いている。

先程の18時30分以降開設する条件や、地域の方達と連絡を取るという条件をクリアして、主担当となる方を配置した時に「処遇改善等事業」にあたると思うので確認したいが、それを後から事業者が申請して約290万円が事業者を支払われるかどうかは、市との協定、契約関係を結んでいるので、追加でできるのかどうか確認したい。

その制度が来年なくなってしまうかもしれない。また新しい制度が出てくれば検討したい。市は、なるべく補助を頂いて経費を抑えたいというのものもある。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

6番「放課後児童支援員認定資格」とはどういったものか。

・事務局

平成27年度より子ども子育て支援新制度がスタートし、新しいこういった資格の研修を、国が都道府県主導で実施するように指導している。今それぞれ自治体や民間事業者がいろいろな資格を決めて「学童指導員」といったものを採用しているが、当市の場合は保育士か教員免許という資格保有者の募集をかけていた。この制度が始まって、誰もその資格を持っていなかったわけだが、東京都のほうで研修がスタートし、今は東村山においても1.5時間×4科目×4日間(16コマ)の研修があり、保育士の免許があればどの科目が免除というのものもある。児童の発達についてであるとかメニューがいろいろあり、それを受講した者がこの資格を取得できる。1時間でも欠席した者は取得できない資格である。

・学保連

今の東村山市職員の常勤職員の資格取得率はどの程度か。

・事務局

全体で30~40人程度か。正規職員は全員取得しており、嘱託職員についても今年度中には8割程度取得の見込みである。1月にもまた研修の予定が入っている。

・学保連

研修は毎月あるのか。

・事務局

年間でこの位受講できるという枠が決まっている。1年目は枠が少なく、東村山市では数十人といった規模であった。そうすると公設公営のみで民間事業者は受講できないといった問題もあった。28年度は研修の枠も広がり、受講できる会場も広がったが、まだ全員は受講できていない状態である。

・学保連

先程30~40人程度受講という話もあったが、ほとんどが受講出来ている状況か。

・事務局

正規職員は全員受講している。嘱託職員は本年度より受講開始し、20人程度枠があるが、今のところ半分程度の研修が終わっている。全国共通の資格であるので、東京都で資格取得した場合は、神奈川県でも資格を使って勤務できる。

・学保連

一度取得すれば永久に資格を活用できるのか。

・事務局

そうである。まだ更新等の方針は出ていない。

・学保連

ではそれを持っていれば、児童クラブ指導員としてどこでも活用できるのか。

・事務局

どこでも可能である。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

17番の指定管理者モニタリングにおける「学識経験者」はどのように選考するのか。例えば、市の方ですでにこの方に決めているというものはあるか。

・事務局

おそらく同じ方3名に依頼していると思うが、詳細はわかりかねる。会計士であるとかだと思う。

・学保連

会計士の方が、財務等をみるのか。

・事務局

提出書類を取り決めて、その書類について見て頂く。

・学保連

3名の内訳は会計出身者が多いのか。

・事務局

調べてからでないとお答えできない。モニタリングの学識経験者であるか。

・学保連

そうである。

・会長

ホームページに記載があるかどうかわからないが、市で行っているモニタリング制度における学識経験者である。

・学保連

では、事業ごとに有識者を集めるのではなく、決まった方が対応するのか。わかったら教えて頂きたい。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

一番最初の話に戻ってしまうが、職員の家賃については「まだ予算が決まっていない」との回答であったが、前回の検討会から今回までの間に、どのような話し合いをされたのか。具体的に家賃補助に関わらず職員の待遇を良くするために何か考えているのか。この場で「予算が決まらないから」の一言で終わってしまうのは嫌だなと思う。

・事務局

頂いたお話が良いのか悪いのか、また予算が通るのか通らないかという問題があり、平成29年度の予算には話がまとまらず、間に合わなかった。平成30年4月に向けて話をしていきたいと思う。

・保護者

話をしていきたいというのは、具体的にどう話すのか。

・事務局

プロポーザルは基本的には枠を決めて、その枠の中で提案して下さいという話を事業者にする。その枠の中に条件として「指導員に家賃補助しなさい」と記載するのは、やはり難しいのかなと考える。「指導員が働きやすい環境に配慮して下さい」ということをお願いをしていく形になる。

・保護者

事業者が負担するのではなく、市が負担するものである。

・事務局

市が負担するのか。

・学保連

それは指定管理者制度であるので、指定管理料に上乗せして負担することはできないので、どのように表現するかが問題である。

・事務局

東村山市では、前例が無い。まずは、他市区でやっている先例を研究し、そこに何か課題がないか調査し、市の負担が増えるわけだからそれに見合うかどうか判断するという部分が出てくる。

・学保連

東京都は、何を想定して9月9日の記者会見を行ったのか。小池都知事は指定管理者が運営する保育園があるのを知っていてあのように発言している。それに対してどういったアプローチをしているのか。目黒区、世田谷区、船橋市はどうやっているのか、それを皆様で検討して頂きたい。民間委託だけではない。

・事務局

それが必要かどうかも含めて、課内で検討したいと思う。

・学保連

新聞記事になるような内容であるし、船橋市の知人に聞いたところ、船橋市に隣接する千葉市のいくつかの保育所が閉鎖になっている。船橋市のほうに保育士が移っているのではないか。そういうこともあるので、家賃補助は効果てき面である。

先程おっしゃった、指定管理料に何かを上乗せするというのは、物凄く特殊なケース、例えば強烈的なインフレが発生した場合などに双方相談の上決定するということでよいか。

・事務局

社会情勢の変化による場合はあり得る。

・学保連

そういった大事件が起こらない限り、なかなか導入されない。そうでなくては、指定管理者制度の意味が無くなるのは重々承知している。わかってはいるが、では他の自治体や東京都は何を考えてあいつた行動をとったのかというのをご研究頂きたい。できることはあるはずである。

・会長

今の学保連の方のご要望は、東京都が補正予算で打ち出している保育所に対しての制度についてであった。それが、放課後児童クラブ事業に対して、活用はできない訳だが、そういった考え方はできないかといったご意見でよろしいか。

・学保連

我々が言いたいのは、東京都が実施する前に、すでに区レベルあるいは市レベルで実施している施策を東京都が吸い上げただけだということである。だから、区や市が実施していることを吸い上げて東京都が全面的にやろうとしている保育園の事業があり、逆に言うと、東村山市が児童クラブでそれをやったら東京都は吸い上げてくれると思う。東京都が何も言わない段階から目黒区や世田谷区はやっていたのだから、保育園の分野では、先例を作るのが大切である。

・会長

現状で放課後児童クラブの事業には、そういった制度が無いので、東京都のそういった事例はあるが、今考えられる可能な範囲で状況を調査するといったことぐらいしかできないと思う。

・学保連

十分である。それと、なぜ指定管理者制度、具体的に言うと保育園は、民間委託や公設公営の保育園の保育士には家賃補助を出すのが、無認可には出していないのか。あ

るいは指定管理者制度を活用している施設には出さないのか、そういったことがわかればよいのではないか。逆に出せるとなると、何かやり方があるのだろうかとなる。その時にもし仮に出せる事例があるとしたら、児童福祉法上の施設・事業の違いがあるのかと言えば、そんな区別は無いわけで、やりようはあると思う。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

先月の検討会で指定管理者制度の指定期間は、10年という考え方もあるのではないかという話があった。それについてはどうお考えか。

・事務局

この前の検討会で、基本的には当市は5年間となっており、今後ルールが変更になるようであれば変更できるのかなとお伝えした。ただ我々としても、どちらが良いのか迷う部分があり、プロポーザル選定になるので良い事業者が来るという前提ではあるが、中にはあまり良くない事業者が入ってくる可能性もある。であるので、いきなり10年を担保することが良いのかどうか。初めての民営化でありそこは決めかねていて、皆様ご意見があれば聞かせて頂きたい。

・保護者

最初の事業者は5年間がよいと思う。そして次の選定会の時に、5年間やってきた事業者が再度決定した場合には、10年間にしてもよいと思う。

・事務局

それはなかなか難しい。

・学保連

それでは恣意的な選定になってしまう。

・保護者

プロポーザルの際に、今の事業者が良いからといった保護者の意見は反映できるのか。

・事務局

そういった保護者のご意見は一定の影響があると思う。

・保護者

例えば、指定管理者制度の期間は5年間としてきたが、今の事業者の評判が良くて、できれば今後も継続してほしいという保護者の意見があって、できれば長期的に同じ事業者にやってもらいたいとなった場合、後から指定期間の年数を変更することは可能か。

・事務局

条例の改正が必要なので、すぐには行かないが、今後児童クラブの民営化が進み、全ての児童クラブで10年でもよいとなれば、当然そういうことも考えていくと思う。ただ先程話した懸念は残る。

・保護者

全く変えられないわけではないのか。

・事務局

市のルールで5年となっているが、これが変われば無理ではない。

・学保連

それは、とても良い事業者が現れた場合を想定してか。

・保護者

2回目も選定会において、同じ事業者が選定された場合である。

・学保連

それは、どういう事業者だからというよりは、指定管理者制度に対して市全体の指針を作るといった話になる。

・事務局

「2回連続で選定された場合は、10年間でよい」というのは、ルールとしてはどうかと思う。

・学保連

指定管理者制度は好きではないが、地方自治法でルールが定められている以上それに従うほかない。2回目の事業者を優先するというのではなく、2回目のプロポーザルの際に、保護者の意見を加味するといったことしかできない。それで、実績があるということでプラスの加点をする。

この前もご紹介したが、東京都は昨年度に指定期間10年を指針にした。「継続性が特に求められる場合は10年とする。」とした。東村山市も一歩踏み出して先例を作らないと動きにくくなると考えて頂きたい。

・事務局

最初から10年というのは考えられるが、2回目から10年というのは難しいと思う。途中で市の条例が変わって「10年も可能」となった場合は可能である。

・学保連

条例を改正しなければならないのか。

・事務局

期間を定める指針が5年間となっており、それを基に各事業の指定管理者制度の条例を作って年限を記載するのが今までの通例になっている。同じ形式で行くのであれば、当然条例に記載されるので、10年間にしたい場合は条例の改正が必要である。

・学保連

変更の度に条例を改正していたのでは大変なので、東京都は指針であるが「特に継続性が求められる場合は」くらいに留めておいた方がよいのではないか。

・事務局

市の考え方、指針としては5年間としているが、個々の指定管理者制度を定める条例に5年間と記載があるので、児童クラブもそちらに記載するようになるかと思う。そういう形になるとすれば、条例を改正しなければ変えられない。

・学保連

都の霊園の5年を10年にした話に比べれば、児童クラブの方がよっぽど必要な気がする。

・事務局

仮に10年が可能となった場合は、やはり10年間の方がよいのか。

・学保連

それは、皆様微妙なところだと思う。職員の住宅補助しかり、条件を良くすればするほど有象無象が集まってくる可能性が出てくるわけで、事業者を見極める選定委員の責任がより一層重くなる。

指定管理者制度の問題はいくつかあって、普通の民間移管であれば使える新しい補助金制度や助成金制度、今は交付金と言うが、交付金制度が改変された時には、指定管理者制度ではどういった対応が可能なのか。指定管理料が決まっているので一切使えないのか。

・事務局

交付金が契約途中で無くなることもある。その場合も指定管理料を下げってしまうと



事業運営ができなくなってしまうので、そこは市で担保しなければならないと思っているので、支払う考えでいる。同じように、新たな交付金ができたらとって、指定管理料の中での運営であれば問題無いが、市の負担も増やすとなると難しいのかなと思う。

・学保連

ものすごく簡単な話に戻るが「都型学童クラブ事業」は当初から組み込んで考えるのか。

・事務局

結局「1.65㎡」の縛りがかかるので、現状弾力的運用として受入れ規模以上に人数を入れているクラブもあるので、縛りをかけることによってその運用ができなくなってしまうこともあり、その形でもよいのかという問題があり、そこは考えていかなければならない。

・学保連

しかし、ある時期には決断しなければならない。

・事務局

そうである。これ以上は入れないというルールにするのであれば交付金も可能となるが、今は児童クラブを希望される方がだんだん増えている状況でもある。

・学保連

私がこう言うてはいけないのだろうが、公設公営ではかなり弾力的な運営をしているのではないか。東村山市の状況は良いほうで、フェンスで仕切ってというようなことはやっていない。半年や1年間はそれで凌ぐというのがあってもいいのかなと思う。指定管理者になると急に厳しくなるというのはどうなのか。

・事務局

そうすると「都型学童クラブ事業」の要件に入らなくなってしまう。であるので、その兼ね合いだと考える。

・学保連

現実問題として、運営形態が公設公営か、民営か、指定管理者か、委託か、父母会自治運営かは別にして、かなり融通の利く運営がなされているのが現実である。支援単位制度というものになってからは。相当怪しいと思う、嘘ばかりのところもあるはず。そんな大混乱の中で、そんなに細かいチェックはできないと思う。もしチェックをしていたら是正しなければならなくなる。是正できないから、そのまま1年半放置してある。

・事務局

東村山市は、虚偽申請はしていない。

・学保連

私が言いたいのは、できることはやっちゃって、はめ込んでしまった方が良くということ。あとで何とでもできる。凌ぐ数か月があっても良いと考える。今までの児童クラブがそうだった。私は萩山児童クラブを経験しているが、児童数が多くなり過ぎると学校に余裕教室を借りる。当時の児童課長が学校長と交渉し、余裕教室を借りて一時凌ぎではあるが、1年間を凌いで下さった。であるから、やりようだと思う。公設公営だからできて、指定管理者だとできないというのであれば、利用者からすれば、それはサービスの低下に他ならない。

・事務局

であるので、それをやると「都型学童クラブ事業」の補助を使うと法令違反になってしまうので、補助は使えないかもしれないという考え方になる。

・学保連

その時は双方相談の上で、都型学童クラブ事業の補助費用が減らされないためだけでなく、保育環境を維持するために余裕教室を借りるであるとか、民家の一室を借りるであるとかがあり得るはずだ。

・事務局

その場合でも「都型学童クラブ事業」に見合う形であれば可能性はあると思うが。

・学保連

「都型学童クラブ事業」の対象であり続けるためでもあるし、それ以前に保育環境を維持する目的である。

・事務局

要件を見て考えるしかないと思う。

・学保連

指定管理者という枠になった途端に、公設公営よりも運営しづらくなってしまったのでは、ほとんど意味がないわけである。全部事業者に任せるわけではなく、皆様が細かくチェックするはず。児童クラブは駐輪場の管理ほど単純な仕事ではない。

・事務局

かたや法令を守れ、ガイドラインを守れと枠をはめている中で、あと一人なら良いではないかとは言えない。

・学保連

それはわかる。

・事務局

補助を申請するには条件があるわけで、それを守るためには、ある程度の規制をしないと考える。学保連の方がおっしゃる児童数が増えたなら部屋を借りるとするのは、それはそれで努力しなければならない別の話である。

・学保連

先程の萩山の事例がそうであるように、公設公営の時に皆様が動いてくれた。指定管理者になった途端に、それは指定管理者の問題だろうとはならない。

・事務局

指定管理者において経費試算の関係で「この児童クラブは何人が希望されるのですか」と質問される。市がきちんと取り決めて「1.65㎡」で算出すると、今度の第2野火止の施設は51人ほど入れる。ただ一の支援の考え方がおおむね40人以下と国の方では言っているので、そこをどう考えるかというのがありますが、今のところ45人にしたいと考えている。また国は40人以下に対して職員体制2人以上と言っているが、東村山市は3人つけるので45人にしたいと思うが、その45人で指定管理者が経費試算してくるとなれば「48人、49人になるとは聞いていない」となる可能性がある。各市そこは指定管理者に無理を言って1~2名多く入れて頂いている状況であるようだ。今後の事業者との話し合いの中で、事業者にある程度お願いができるのであれば、子ども達の安全が確保できる体制であれば、お願いしていくのかなと思う。ただし、それがありきではないとここでは申し上げたい。

・会長

その他、何かあるか。特にありませんか。皆様、事務局もよろしいか。

それでは、「市の考え方(案)」については、6番②こちらの「常勤職員」の表記が要検討となったが、これ以外には直接には考え方の整理にあたらなと思うが、事務局はいかがか。

・事務局

そのとおりである。

・保護者

19番②の選定会委員の人数の検討はどうなるのか。人数の配分を市と同じにしてほしいという要望である。

・会長

それをこちらに追記した方が良いというご意見か。これは次回検討会までに事務局でとりまとめができる内容なのか。

・事務局

努力したい。

・会長

努力する期間はあるのか。

・事務局

担当部署が別にあるので、調整しなければならない部分があり、来月までには難しいかと思う。

・保護者

だが、検討はして頂けるのか。

・事務局

検討したいが、ここに反映できるかどうかは未定である。

・保護者

しかし、始まってしまってからでは、ここに記載のある人数で進めることになる。選定会が始まるまでには答えを出してほしい。

・事務局

所管として努力したい。

・会長

それでは、19番②についてはこのままで、所管だけでは決められない部分もあるので、今日出たご意見を庁内で検討してどのようにするか決めるということによいか。

・保護者

ただ「なお、野火止保護者については2名の参加とする。」と表記されてしまっているのですが、今後人数が変更になってきた場合は、ここの数字も変わってくると思うのですがどうされるのか。

・会長

そこの変更も含めて検討とご理解頂ければ。何名と今は決められない。

・保護者

そこの表記に関して変更がかかると思うが、表記の方法を考えてほしい。

・会長

2名ではない表記にしたいという話であるか。

・保護者

そうである。「・・・見識を有するものを委員とする。」で切った方が良くもする。プロポーザル選定会が始まるまでに、そちらで表記して頂けるのならそれでもよいかと思う。数字が変わる余地があるのであれば。

・会長

なお書き以下を削除するというご意見もあるがいかがか。それでは、これを検討課題の2つ目とすることによいか。

・一同

了解。

・会長

それでは、よろしいでしょうか。では議事については以上とさせて頂く。事務局よりどうぞ。

3. その他

・事務局

3. その他についてである。話にもあったが10月22日に野火止保護者説明会を開催させて頂いた。10名ほどの保護者においで頂き、貴重なご意見を頂き、この検討会にも反映させることができた。当日来られた方には資料を配布し、欠席された方にも資料を送らせて頂いたかと思う。以上である。

・会長

それでは、これにて第7回検討会を終了させて頂く。本日は皆様ありがとうございました。次回の予定は。

・事務局

次回は12月10日（土）18時30分からである。よろしく申し上げます。